明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○戸籍法施行規則の一部を改正する省令（**法務**四四）　一
○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**財務・厚生労働・農林水産**一）　二

〔告　示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**二四六）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**二三）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**同**二四）　二
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（**同**二五）　三
○除籍が滅失した件（**法務**二五三、二五八）　三
○原戸籍が滅失した件（**同**二五四）　三
○除籍の一部が滅失した件（**同**二五五、二五六）　三
○戸籍が滅失した件（**同**二五七）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**一六〇八～一六二七）　三
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**一一〇八～一一一〇、一一一二）　六
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（**同**一一一一）　八
○道路に関する件（**関東地方整備局**二一七、二一八）　八
○道路に関する件（**北海道開発局**五七、五八）　九

〔人事異動〕

内閣　内閣府　法務省　最高裁判所　九

〔官庁報告〕

官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一〇
国家試験
令和六年度特定侵害訴訟代理業務試験の試験会場（工業所有権審議会）　一〇

〔公　告〕

諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一一
会社その他　二五

省令

○法務省令第四十四号

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百三十一条の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年八月二十六日

法務大臣　小泉　龍司

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第七十九条の三　［略］	**第七十九条の三**　［同上］
②　［略］	②　［同上］
③　第一項後段に規定する添付書面等に代わるべき情報は、作成者（認証を要するものについては、作成者及び認証者。以下この項において同じ。）による電子署名が行われたものでなければならない。ただし、当該情報に係る添付書面等において、作成者の署名又は押印を要しないものについては、この限りでない。	③　第一項後段に規定する添付書面等に代わるべき情報は、作成者（認証を要するものについては、作成者及び認証者）による電子署名が行われたものでなければならない。
④　［略］	④　［同上］

備考　表中の「［　］」の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年八月三十日から施行する。

（電子情報処理組織を使用する方法により行う請求等に係る経過措置）

第二条　この省令による改正後の戸籍法施行規則（以下この条及び次条において「新戸籍法施行規則」という。）第七十九条の二の四第一項の請求は、当分の間、同項の規定にかかわらず、市町村長の使用に係る電子計算機と請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してすることができる。この場合における新戸籍法施行規則第七十九条の三の規定の適用については、同条第一項中「戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織」とあるのは、「市町村長の使用に係る電子計算機」とする。

2　前項の規定は、新戸籍法施行規則第七十九条の二の四第二項の届出等及び同条第三項の戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等の請求について準用する。

3　第一項前段の規定は、新戸籍法施行規則第七十九条の五第一項の交付及び同条第二項の発行について準用する。この場合における新戸籍法施行規則第七十九条の六の規定の適用については、同条第一項中「戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織」とあるのは、「市町村長の使用に係る電子計算機」とする。

（電子情報処理組織を使用する方法により行う出生の届出の特例）

第三条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて新戸籍法施行規則第七十九条の二の四第二項の規定による戸籍法第四十九条第一項及び第五十四条第一項の出生の届出をする場合には、新戸籍法施行規則第七十九条の三第一項の規定にかかわらず、法務大臣の定めるところにより作成した情報をもって、同項の添付書面等に代わるべき情報とすることができる。この場合において、市町村長は、新戸籍法施行規則第二十一条第一項第八号に掲げる事項の記載を要しない。